

坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 3 日告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺による被害及び悪質な電話勧誘に起因して生じる消費生活問題を未然に防止することを目的として、防犯機能付電話機等を設置する者に対し、予算の範囲内において、坂町防犯機能付電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、坂町補助金等交付規則（昭和 53 年坂町規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。
- (2) 防犯機能付電話機等 固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であつて、次に掲げるいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 通話の内容を自動的に録音し、かつ、電話をかけた者に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能
 - イ 事前に登録している電話番号以外からの着信に対する注意を促す機能
 - ウ 特殊詐欺及び悪質な電話勧誘の疑いがある電話番号からの着信を自動的に切断する機能

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、補助金の交付は同一の交付世帯に対して 1 度に限るものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本町の住民基本台帳に記載されており、自ら居住する住宅用に防犯機能付電話機等を購入する者であること
- (2) 補助金の交付を申請する日が属する年度の末日において、満 65 歳以上であり、かつ、満 65 歳以上の者のみで構成される世帯に属すること
- (3) 町税等の滞納がないこと
- (4) 坂町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯機能付電話機等の購入に要する費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は補助対象経費としない。

- (1) 防犯機能付電話等の設置又は維持に要する費用

(2) 個人において使用され、若しくは法人において事業の用に供された機器又は転売を目的とされた防犯機能付電話等の購入に要する費用

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める費用

2 補助の対象となる防犯機能付電話機等は、1世帯につき1台に限る。

(補助金の額)

第5条 町長は、補助対象経費の2分の1に相当する額を補助するものとし、1世帯につき1万円を限度とする。

2 算定した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、防犯機能付電話機等の購入前までに、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 防犯機能付電話機等の購入予定額が確認できる見積書等の写し

(3) 防犯機能付電話機等の機能その他の特徴が記載されているカタログ等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請期間は、申請者が防犯機能付電話等を購入する日の属する本町の会計年度の3月末日までとする。ただし、申請金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了する。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、要件に適合していると認めるときは、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 申請者は、交付の決定を受けた交付金の額を変更又は取り下げしようとするときは、坂町防犯機能付電話機等購入補助金変更等交付申請書（様式第4号）にその内容が確認できる書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、要件に適合していると認めるときは、坂町防犯機能付電話機等購入補助金変更等交付決定通知書（様式第5号）により、交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、防犯機能付電話機等の購入の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、坂町防犯機能付電話機等購入補助金実績報告書兼請求書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯機能付電話機等の購入に係る領収書(補助対象者の氏名並びに防犯機能付電話機等の品名、品番、本体価格、購入事業者名及び購入日が記載されたものとする。)の写し
- (2) 補助対象者の振込先口座通帳の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類を審査し、要件に適合していると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、坂町防犯機能付電話機等購入補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき
- (2) 第三者に対し、防犯機能付電話機等を転売し、又は譲渡したとき
- (3) この要綱に規定する補助金の交付の要件に違反したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、坂町防犯機能付電話機等購入補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、坂町防犯機能付電話機等購入補助金返還命令書(様式第9号)により行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月3日から施行する。